

鷹巣小中学校 いじめ防止基本方針

平成31年4月1日改定

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」ことを生徒が十分に理解することが大切です。

本基本方針は、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するためのものです。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

※スクールプラン『豊かな心の育成：相手への気配り、心配りのできる子』を目指す。

- 一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、生徒が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気を持って行動できる人として育てることを重視します。
- すべての生徒が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- 生徒が安心して学校生活を送り、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめをなくすことを目的に、市、教育委員会、学校、家庭、地域の関係者が連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

- 「いじめ」とは、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを指します。特に、「ケンカや悪ふざけ」をいじめから除外せずに、行為を受けた被害児童生徒の感じる被害性に着目して、人を傷つける行為に対していじめに該当するかどうかを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的施策

(1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育の推進

※スクールプラン『温かい心で認め合う集団作り』を目指して、縦割り活動や異校種・地域との交流活動の充実を図る。さらに、①道徳教育や人権教育を通して、思いやりの心を育てる。②生徒会活動や校外学習など体験活動を通し、お互いに話し合う機会をつくり相互理解を深める。③いじめ防止などのための取組（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談、保護者面談の実施、校内研修の実施）に係わる項目を学校評価に位置づけて、学校におけるいじめ防止などの取組の改善に努める。

- 校長は、人権教育全体計画に基づき、計画的・系統的な人権教育を進め、その指導内容や指導方法の工夫・改善に努めながら、生徒が生命や人権を大切にすることを育てます。
- 校長は、集団宿泊体験や職場体験、ボランティア体験などを通して、同世代だけでなく、大人や障害のある人などとの心の触れ合いの機会を設け、生徒が共に活動することに喜びや感動を得られる教育を進めます。
- 校長は、道徳教育を推進し、生徒に対して、生活のために必要な習慣や態度を身に付けさせることに努め、人との関わり、人間としての在り方や生き方に関する認識を深めさせ、生徒が自分の目標に向かってやり抜くためのたくましさを育てるとともに、思いやりや助け合いの心に従って行動できる力を育てます。
- 教員は、発達段階に応じて、幼少期から規範意識の醸成に努めるとともに、幼児や保護者に対するいじめ防止に係わる取組を促します。
- 教員は、教科指導及び生徒指導において、生徒一人一人が、自己満足感を味わえるような、自己決定の場があって、共感的な理解の上に人間関係を築き自己満足感を味わえるような集団づくりに取り組みます。
- 教員は、ふるさと教育や偉人の生き方に学ぶことを通して、人として大切なことを教えるとともに、芸術やスポーツ等も含め、生徒の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切に、生徒同士が互いの良いところを認め合う人間力を高めます。
- 教員は、発達障害等のある生徒がいじめを受けることがあるため、障害への理解やそれぞれの個性や人格の違いを認め合う教育を進めます。

(2) 学校評価

- いじめの防止などのための取組（環境づくり、マニュアルの実行、学校生活調査、個人面談、保護者面談の実施、校内研修、ケース会議などの実施）に係わる項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止などの取組の改善に努めます。

(3) いじめの未然防止

※いじめの原因は、生徒の①低学力や②規範意識の薄さ、③自己有用感の欠如にある。積極的な生徒指導として、スクールプラン『確かな学力の向上：①基礎学力や言語能力の育成、②校区文化の継承及び地域行事への積極的な参加によって、生徒一人一人を支援・指導する。さらに、スクールプラン『温かい心で認め合う集団作り』を目指して、縦割り活動や異校種・地域との交流活動の充実を図る。さらに、以下の児童生徒を含め、特別な配慮が必要な児童生徒に対する特性をふまえた適切な支援を行う。

- ア. 発達障害など障害のある児童生徒
- イ. 海外から帰国した生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
- ウ. 性同一性障害や性的指向・性自認に関わる児童生徒
- エ. 東日本大震災した児童生徒また、原子力発電所事故により避難している児童生徒

- 教員は、すべての生徒にとって分かりやすい授業のあり方を常に研究し、生徒が楽しく学べる教育に努めます。
- 教員は、いじめの背景には、過度の競争意識や勉強・友人等に係るストレスが存在することから、生徒の悩みや不安に耳を傾けながら、ストレスに適切に対処できるよう支援します。
- 校長は、規律や秩序の確立を通して、生徒が安心して学校生活を送れる環境を整えるとともに、集団の中で不安を感じることがないように、生徒の心の居場所をつくることに心掛けます。
- 校長は、学級活動や生徒会活動等を活用して、生徒の主体的な活動によるいじめ防止等の取組を推進します。
- 校長は、「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。
- 校長は、生徒が、自分でインターネットの利用について考えるための指導や、家庭でのインターネット利用に関するルールづくりの働きかけを行い、生徒や保護者がインターネットの危険性や注意点等について共に考える機会を設けるなど、インターネット上のいじめの予防に向けた啓発に努めます。

(4) いじめの早期発見

※生徒指導部で、毎月月末に学校生活調査を実施し、生徒理解を図る。生徒の様子を共通理解する。生活ノートや日頃の会話、生活の様子を観察し、一人でも気にかかることがあればその情報を全員で共有する。さらに、保護者や地域の方からの情報にもアンテナを高くして情報を集める。

- 自己チェックの活用
毎月、並びに教育相談週間に生徒に生活調査用紙を使って自己チェックをするとともに、担任はその調査用紙の情報を活用しながら個別懇談を実施する。
- 教員は、いじめは見えにくい形で行われることが多いため、いじめを見過ごしたり見逃したりしないよう生徒の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、早期にいじめを発見するよう努めます。
- 校長は、いじめの被害と加害および他の生徒のいじめ行為の状況について、生徒自らがチェックするシステムを継続的に実施するとともに、生徒を対象とした生活アンケート調査や個別面談等を定期的かつ計画的に実施して、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えます。
- より多くの大人が、子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや鷹巣PTCA等の地域の関係団体との連携を促進し、子どもの状況に関する情報を共有するなど、校長が主体となって、家庭や地域と組織的に連携する体制を構築します。

- 教育相談担当者，スクールカウンセラー，養護教諭が生徒とのカウンセリング活動を充実させることで，児童生徒及び保護者を支援し，児童生徒が悩みや不安をいつでも気軽に相談できる体制を整えます。

(5) いじめの事案対処

※気になることがあれば、全員で関係する情報を集める。そして、いじめ対策委員会がサポート班を設置して全員で対応する

- 教員は、いじめの訴えがあった場合やいじめの兆候を発見した場合には、いじめられた生徒の立場に立って適切に対応するとともに、特定の教員が抱え込むことなく速やかに情報を共有し組織的な対応につなげます。
- 校長は、いじめの事実を確認した場合は、強いリーダーシップを発揮し、速やかに「いじめ対策委員会を組織して当該事案への対応策を協議し、個別面談や情報収集等の役割分担を決めてチームで対応します。
- 校長は、直ちに、いじめを受けたあるいは報告した生徒の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる生徒に対して事情を確認したうえで適切な指導を行います。
- 校長は、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきものや、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるようなものが含まれることがあるため、これらについては、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応をとります。
- 校長は、必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず十分な効果を上げることが困難な場合には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家や、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生委員・児童委員等との連携を進めます。

(6) いじめによる重大事態への対処

- 校長は、いじめにより「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」の重大事態が発生した場合、直ちに、教育委員会へ報告するとともに、「いじめ対策委員会」において、いじめ事案の実態等を調査します。
- 校長は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、関係者の個人情報に十分配慮しながら、情報を適切に提供します。

(7) いじめの解消について

- いじめの解消については、少なくとも次の二つの要点を満たしているか確認するとともに必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。
 - ①いじめに係わる行為がやんだ後、相当な期間(3ヶ月以上)を経過していること
 - ②被害児童生徒が、身の苦痛を受けていないことについて本人及び保護者に面談などで確認すること

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

○校長は、いじめの防止等に向けて組織的かつ実効的な対応を行うため、校長、教頭、生徒指導主事、教育相談、研究主任の教職員（場合によって専門的な知識を持つスクールカウンセラー）で構成する「いじめ対策委員会」を常設し、いじめの未然防止や早期発見、事案対処についての指導方策を定期的に協議します。

(2) 組織の役割

○年間行事計画の作成(P)・実行(D)・検証(A)・修正(C)の中核となり、体系的計画的にPDCAサイクルに基づく取り組みができるようにします。

○いじめ発生時には、情報を収集し事実の確認と記録の整理・管理に心がけます。

また、保護者・関係機関・専門機関とともに情報の共有化を図り、指導や支援の体制・対応方針を決定していきます。

(3) いじめ対応サポート班

○教育相談担当者、生徒指導主事、養護教諭、当該学級担任または当該部活動顧問をメンバーとするいじめ対応サポート班を編制し、共通理解のもと共通の方針で指導に当たります。

(4) 家庭、地域、関係機関との連携

○校長は、いじめの問題について、PTAや地域の関係団体等と協議する機会を設け、家庭や地域と連携したいじめ対策を推進します。

○校長は、日ごろから警察や児童相談所等との円滑な連携を図るため、関係機関の担当者との情報交換の場や連絡会議等を計画的に開催します。

(5) 学校相互間の連携協力

○校長は、いじめを受けた生徒といじめを行った生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、適切な支援や指導・助言を行うことができるようにするため、日ごろから学校相互間の連携協力体制を整備します。

いじめ対策委員会 (常設)

校長

教頭

連絡：担任、部活動顧問等

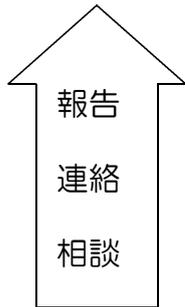
**生徒指導主事、学年主任、教育相談担当者、養護教諭
スクールカウンセラー、スクールサポーター等**

- 学校基本方針に基づく取り組みの実施
- 具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- いじめの相談・通報の窓口の設置
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係わる情報の収集と記録の共有
- いじめの疑いに係わる情報があった時の対応
 - ・ いじめの情報の迅速な共有
 - ・ 関係のある生徒への事実関係の聴取
 - ・ 指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携
- いじめ対応サポート班の立ち上げ

いじめの情報

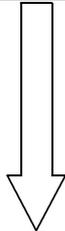
関係教員

- ・ 教科担任
- ・ 部活動顧問等



窓口
教頭

認知



外部人材

- ・ スクールカウンセラー
- ・ スクールソーシャルワーカー
- ・ スクールサポーター

関係機関

- ・ 教育委員会
- ・ 児童相談所
- ・ 特別支援教育センター
- ・ 鷹巣駐在所
- ・ 民生児童委員
- ・ 医療機関等

いじめ対応サポート班 (特設)

生徒指導主事

**学年主任・担任・教育相談担当者・養護教諭
スクールカウンセラー等**

- いじめ対策委員会の指導方針や指導方法を共有
- いじめの調査と事実確認作業
- 関係生徒への対応
- 関係保護者への対応
- 関係機関との対応
 - ※必要に応じて、鷹巣中在所への協力要請
- 事実内容の報告と今後の具体的な指導・支援の報告

いじめ対策委員会(校長・教頭・生徒指導主事・教育相談担当・研究主任・スクールカウンセラー)

○対応方針の決定・役割分担

- ①情報の整理(いじめの様態, 関係者, 被害者, 加害者, 周囲の子どもの特徴)
- ②対応方針(緊急度の確認「自殺」「不登校」「脅迫」「暴行」等の危険度を確認)
(事情聴取や指導の際に留意すべきことの確認)
- ③役割分担(被害者からの事情聴取と支援担当, 加害者からの事情聴取と指導担当)
(周囲の児童と全体への指導担当, 保護者への対応担当, 関係機関への対応担当)

事実の究明

いじめの状況, いじめのきっかけ等をじっくり聴き, 事実に基づく指導を行えるようにする。聴取は, 被害者→周囲にいる者(冷静に状況を捉えている者)→加害者の順に行う

被害者への対応

【基本的な姿勢】

- ・いじめられた子どもの味方になる。・支援を継続し続ける。

【支援】

- ・自己肯定感の喪失を食い止め, 子どものよさや優れているところを認め, 励ます。
- ・いじている側の子どもの今後のつきあい方など行動の行方を具体的に指導する。
- ・いつでも相談できるよう学校や信頼できる教師の連絡先を教える。

【経過観察】

- ・生活ノートの交換や面談を定期的に行い, 不安や悩みの解消に努める。・自己肯定感を回復できるよう, 授業, 学級活動等での活躍の場や友人との関係づくりを支援する。

加害者への対応

【基本的な姿勢】

- ・いじめを行った背景を理解しつつ, いじめの行為については毅然と指導する。
- ・自分はどうすべきだったか, これからどうしていくのかを内省させる。

【指導】

- ・被害者の辛さに気づかせ, 自分が加害者であることの自覚をもたせる。
- ・いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせながら, 今後の行動の仕方について考えさせる。・不平不満, 本人が満たされない気持ちなどをじっくりと聞く。

【経過観察】

- ・生活ノートの交換や面談を通して, 教師との交流を続けながら成長を確認していく。
- ・授業や学級活動等を通して, エネルギーをプラスの行動に向かわせ, 良さを認めしていく。

観衆, 傍観者への対応

- ・いじめの事実を告げることは「チクリ」などというものではないことを, 辛い立場にある人を救うことであり, 人権と命を守る立派な行為であることを伝える。